

徴 徴 2 - 20
令和3年1月25日

全国商店街振興組合連合会
理事長 辰野 邦次 殿

国税庁徴収部
徴収課長 黒澤 伸

特例猶予の申請期間終了に関する周知のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり特例猶予につきましては、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税を対象としており、申請期限も令和3年2月1日までとなっております。

(注) 申請期限までに申請書を提出することができないことについて、やむを得ない事情がある場合には、柔軟に取り扱っていくこととしております。

また、2月2日以降に納期限が到来する国税についても、期限までに納付が困難な方には、税務署において所定の審査を行った上で、他の猶予制度を適用できる場合があります。

貴会におかれましては、国税の納付が困難な場合には所轄の税務署（徴収部門）へ早めにご相談いただくことについて、会員の皆様に対し、別紙のリーフレットを活用して、会議・研修等の場や貴会のホームページ・広報誌への掲載などを通じ、広く周知していただくようお願いいたします。

また、猶予の申請に当たっては、極力、電子申請（e-Tax）又は郵送によるご対応の周知をお願いいたします。

（ご参考）別紙リーフレットの国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm